

広域振興局等農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

広域振興局等農林関係事務処理規程の一部を改正する訓令

広域振興局等農林関係事務処理規程（昭和57年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>広域振興局等農林関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局及び地方振興局</u>の農林関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第2条 <u>広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農林部及び林務部の長は、次に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>農業倉庫台帳</u></p> <p>(2) <u>農業協同組合台帳</u></p> <p>(3) <u>農事組合法人台帳</u></p> <p>(4) <u>農業協同組合信用事業規程承認台帳</u></p> <p>(5) <u>農業協同組合共済規程承認台帳</u></p> <p>(6) <u>農地信託規程承認台帳</u></p> <p>(7) <u>宅地等供給事業実施規程承認台帳</u></p> <p>(8) <u>農業協同組合農業経営規程承認台帳</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>広域振興局農林関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局</u>の農林関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>農政部長等 広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センターの長をいう。</u></p> <p>(2) <u>農村整備室長等 広域振興局の農政部の農村整備室、農村整備センター若しくは農林振興センター（農村整備室が置かれる農林振興センターにあつては、農村整備室）又は農林部若しくは農林部農林振興センターの長をいう。</u></p> <p>(3) <u>林務部長等 広域振興局の林務部、農政部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室）又は農林部若しくは農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室）の長をいう。</u></p> <p>(事務処理)</p> <p>第3条 <u>農政部長等、農村整備室長等及び林務部長等は、次の表に掲げる台帳を備え付けて整理しなければならない。</u></p>

- (9) 農業経営受託規程台帳
- (10) 土地改良区台帳
- (11) 土地改良事業共同施行等台帳
- (12) 県営工事台帳
- (13) 補助（融資）事業台帳
- (14) 地すべり防止区域台帳（副）
- (15) 国有林野借受等台帳
- (16) 道路工事施行承認台帳
- (17) 河川工作物（新設・改修）許可台帳

台帳	農政 部長 等	農村 整備 室長 等	林務 部長 等
1 農業倉庫台帳	○		
2 農業協同組合台帳	○		
3 農事組合法人台帳	○		
4 農業協同組合信用事業規程承認 台帳	○		
5 農業協同組合共済規程承認台帳	○		
6 農地信託規程承認台帳	○		
7 宅地等供給事業実施規程承認台 帳	○		
8 農業協同組合農業経営規程承認 台帳	○		
9 農業経営受託規程台帳	○		
10 土地改良区台帳		○	
11 土地改良事業共同施行等台帳		○	
12 補助（融資）事業台帳		○	
13 道路工事施行承認台帳		○	
14 河川工作物（新設・改修）許可 台帳		○	
15 県営工事台帳		○	○
16 地すべり防止区域台帳（副）			○
17 国有林野借受等台帳			○

備考1 農政部長等、農村整備室長等又は林務部長等が備
え付けて整理する台帳は、「台帳」欄に掲げる台帳
のうち、「農政部長等」、「農村整備室長等」又は「
林務部長等」欄のそれぞれ該当する者の欄に○印の
あるものとする。

2 県営工事台帳については、農村整備室長等にあつ

ては農業農村整備事業に係るもの、林務部長等にあつては林務関係事業に係るものに限る。

2 広域振興局農林部農村整備室、広域振興局総合支局の農林部農村整備室及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農政部農村整備室及び農林部の長は、前項第10号から第17号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 地方振興局林務事務所長は、第1項第15号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

第3条 広域振興局の農林部、農林部林務室及び農林部農村整備室、広域振興局総合支局の農林部、農林部農村整備室及び農林部農林センター並びに地方振興局の農政部、農政部農村整備室、農林部及び林務部の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

第4条 広域振興局長及び地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）は、請負工事の完成届を受理したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに農林水産部長（以下「部長」という。）に進達しなければならない。

第5条 広域振興局長等は、特用林産物需給動態調査報告書を、毎年7月31日及び1月31日までに部長に提出しなければならない。
(補則)

第6条 備付帳簿、報告書等の様式その他この訓令の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

第4条 広域振興局の農政部、農政部の農村整備室、農林振興センター（農村整備室が置かれる農林振興センターにあつては農村整備室、林務室が置かれる農林振興センターにあつては林務室）及び農村整備センター、農林部及び農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室）並びに林務部の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

第5条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、請負工事の完成届を受理したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに農林水産部長（以下「部長」という。）に進達しなければならない。

第6条 局長は、特用林産物需給動態調査報告書を、毎年7月31日及び1月31日までに部長に提出しなければならない。
(補則)

第7条 備付台帳、報告書等の様式その他この訓令の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。